

令和5年度 固定資産課税台帳の閲覧などのお知らせ

問 税務課 (☎62-1008) ID 1009973

固定資産課税台帳の閲覧 (名寄帳の写しの交付)

固定資産を所有する人や土地・家屋を借りている人は、関係する固定資産の固定資産課税台帳を閲覧できます。また、所有者など納税義務のある人が希望する場合は、名寄帳の写しを交付します。

時 4月3日(月)～令和6年3月29日(金) (土日祝・年末年始を除く)

場 税務課、富士松支所、各市民センター

閲覧できる人	<ul style="list-style-type: none">・納税義務者およびその同一世帯の親族、相続人・納税義務者の代理人(委任状が必要)・固定資産税の納税管理人・借地借家人およびその同一世帯の親族・借地借家人の代理人(委任状が必要)・固定資産を処分する権利を有する人
必要なもの	<ul style="list-style-type: none">・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)・代理人は委任状(法人は代表者印を押印したもの)・借地借家人は賃貸借契約書・相続人は戸籍謄本などの相続権を有することを証する書類・固定資産を処分する権利を有する人はその権利を有することを証する書類
手数料	<ul style="list-style-type: none">・4月3日(月)から5月1日(月)までは無料(5月2日(火)以降は有料)・借地借家人などが閲覧する場合および過年度分(令和4年度以前分)を閲覧する場合は有料

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

納税義務者(非課税などの理由により納税義務が生じない場合を除く)が他の所有者の土地や家屋と比較して、価格(固定資産税の評価額)が適正であるかを確認するために、土地・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できます。

時 4月3日(月)～5月1日(月) (土日祝を除く) 場 税務課

縦覧できる人	<ul style="list-style-type: none">・納税義務者およびその同一世帯の親族、相続人・納税義務者の代理人(委任状が必要)・固定資産税の納税管理人
必要なもの	<ul style="list-style-type: none">・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)・代理人は委任状(法人は代表者印を押印したもの)・相続人は戸籍謄本などの相続権を有することを証する書類
手数料	無料

※電話による固定資産課税台帳および土地・家屋価格等縦覧帳簿の内容の問合せには回答できません。

※土地・家屋価格等縦覧帳簿はコピーできません。

課税明細書および納税通知書の発送

固定資産税・都市計画税の課税明細書と納税通知書を同封して、**4月上旬に発送します**。なお、第1期の納期限は5月1日(月)です。

富士松支所で住所異動などに伴う手続きができます

問 富士松支所 (☎36-1111) ID 1011742

富士松支所と市役所担当課でパソコンの画面を通じて、市役所職員と直接話をしながら手続きができます。

パソコンの操作や書類の受け渡しなどは職員がサポートしますので、操作に自信が無い人も安心して手続きができます。

対象手続 市役所や富士松支所で行う住所異動(転入、転出など)や戸籍の届出(出生、死亡など)に伴い発生する国民健康保険や児童手当などの手続

※手続一覧は市HPをご覧ください。

【注意点】

▶内容によっては市役所での手続となる場合があります。

▶混雑状況によってはお待ちいただくことがあります。

